

職員の退職管理に関する公平委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月23日

天理市公平委員会

委員長 橋本武志

公平委員会規則第4号

職員の退職管理に関する公平委員会規則の一部を改正する規則

職員の退職管理に関する公平委員会規則（平成28年3月公平委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「㊦」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の職員の退職管理に関する公平委員会規則の規定は、この規則の施行の日以後に受領した文書から適用し、同日前に受領した文書については、なお従前の例による。